

太宰府市長
楠 田 大 蔵 様
(総務部総務課)

太宰府市情報公開・個人情報保護審査会
会 長 實 原 隆 志

答申書

太宰府市情報公開条例（平成 9 年条例第 4 号。以下「情報公開条例」という。）第 13 条第 4 項の規定に基づき令和 3 年 6 月 15 日付 3 太総第 50 号により諮問を受けました件について、同条第 6 項の規定に基づき次のとおり答申します。

1 審査会の結論

太宰府市長（以下「実施機関」という。）が令和 3 年 3 月 12 日付 2 太総第 268 号で行った情報一部公開決定処分は、学歴及び職歴を非公開とした点において妥当ではなく、現住所と生年月日を除く情報を公開すべきである。

2 審査請求の趣旨及び経過

(1) 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、審査請求人が行った情報公開請求書（令和 3 年 2 月 26 日付）による情報公開請求に対し、実施機関が行った情報一部公開決定（令和 3 年 3 月 12 日付 2 太総第 268 号）の処分（以下「本件処分」という。）を取り消し、学歴、職歴を公開するとの決定を求めるものである。

(2) 審査請求の経過

ア 情報公開請求

審査請求人は、令和 3 年 2 月 26 日、実施機関に対して、情報公開条例第 6 条及び同施行規則（平成 9 年規則第 12 号）第 3 条に基づき、「令和 3 年 3 月定例会議案第 3 号議案書」の公開請求をした。

イ 情報一部公開決定

実施機関は、同年 3 月 12 日、令和 3 年太宰府市議会第 1 回定例会議案第 3 号議案書及び略歴書（以下「本件文書」という。）に記載されている現住所、生年月日、学歴、職歴の一部を情報公開条例第 10 条第 2 号に規定する個人情報に該当するとして非公開とし、その余の部分を公開する旨の決定をした。

ウ 審査請求

審査請求人は、同年 6 月 2 日に本件処分を不服とし、情報公開条例第 13 条の規定に

基づき実施機関に対して審査請求を行った。

3 審査請求人の主張の要旨

審査請求人は、令和3年6月28日付の反論書及び同年7月7日の口頭意見陳述において、次のように主張している。

(1) 主張の要旨

ア 固定資産評価審査委員会(以下「審査委員会」という。)は、固定資産課税台帳に登録された価格に関する不服を審査決定するために地方自治法第202条の2第5項に基づき設置されるもので、その委員は、地方税法第423条第3項で「固定資産評価審査委員会の委員は、当該市町村の住民、市町村税の納税義務がある者又は固定資産の評価について学識経験を有する者のうちから、当該市町村の議会の同意を得て、市町村長が選任する。」と規定している。

この法律に基づき、令和3年3月24日で任期満了となる審査委員会委員(以下「委員」という。)の齋藤孝吉氏を再任するための議会同意議案が令和3年3月定例会に上程された。

そこで、齋藤氏が委員として適任者であるのかを知るため齋藤氏の略歴書が添付された議案第3号の情報公開を請求したところ、実施機関から「個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るもの」として、住所、生年月日、学歴、職歴が非開示とされた。

委員は、固定資産税の納税者の地方税法第432条の規定に基づく申出を審査する必要があるため、固定資産の評価についての見識が求められる。見識の有無を判断するためには学歴・職歴は必要不可欠な情報であるのでその公開を求めるものである。

イ 情報公開決定通知書(2太総第288号)添付書類で、齋藤氏は、「固定資産の評価について学識経験を有する者」には、該当せず、「当該市町村の住民」又は「市町村税の納税義務がある者」として選任されている。職業も農業となっている。審査委員会の目的を達成するためには、「固定資産の評価について学識経験を有する者」以外の「当該市町村の住民」「市町村税の納税義務がある者」についても、固定資産課税台帳に登録された価格についての知見が必要であることは当然である。筑紫地区の固定資産評価審査委員会委員15人を各市のホームページなどで調査したが、大野城市の元大野城市職員(固定資産税担当だった可能性あり)、那珂川市の元農協職員(金融関係)及び太宰府市の齋藤氏以外の12人の委員は、不動産鑑定士、税理士、司法書士であった。太宰府市長がどのような理由で齋藤氏を71,726人の太宰府市住民(令和3年3月末)又は34,336人の市町村税の納税義務のある者(令和元年度)の中から「固定資産評価審査委員として適任者である」として選任したかを知るために齋藤氏の「学歴」「職歴」の情報公開は不可欠である。

ウ 実施機関は、弁明書の中で第3号議案書の「住所」「生年月日」「学歴」「職歴」の部分について、情報公開条例第10条第2号に規定する個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るものであり、かつ、公開することが公益上必要と認められるものではないとの判断から非公開の決定を行ったと主張する。

しかしながら、議案書は、会議の公開を原則とする議会で議決を求める議案を記載

した公文書であり、議会での審議資料である。議案書の公開は、議事録の公開と同様に議会情報の公開の一形態であり、議案書に含まれる個人情報には議会情報の性質を有する点において、その公開には、公益上の必要性が認められる。議案書は、公開を前提に作成された資料である。「情報公開制度・個人情報保護制度運用の手引」（令和2年10月太宰府市）22P記載の情報公開条例第10条第2号関係の解釈6で「ただし書のイは、実施機関が作成し、又は取得した情報であって、次のよう個人情報が記録されているときは、公開することができるとする趣旨である。」とし「公表することを前提として提供された情報」は、公開することができるとしている。つまり、3号議案書は、情報公開条例第10条第2号ただし書イに該当する情報である。このことについて、「令和2年12月定例会議案第56号議案書」の情報一部公開決定に対する審査請求における太宰府市情報公開・個人情報保護審査会の答申「4 審査会の判断」において「本件文書は、教育委員会委員の任命について同意を求める旨の議案として、議会の審議に向けて提出される文書であり、公開されることを前提として作成・取得された情報であるといえる（情報公開条例10号2号イ）。」と判断されているところである。以上から判断して、3号議案書の添付「略歴書」記載の「学歴」「職歴」は、情報公開条例第10条第2号ただし書イに該当する情報であるので情報公開されたい。

4 実施機関の主張の要旨

実施機関は、令和3年6月15日付の弁明書及び同年7月7日の口頭意見陳述において、次のように主張している。

(1) 主張の要旨

本件文書は、令和3年3月定例会に上程された議案第3号議案書であるが、本件文書の一部には、情報公開条例第10条第2号に規定する「個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るもの」に該当する情報が含まれており、かつ、当該情報を含むすべてを公開することが公益上必要と認められるものではないとの判断から、「住所」「生年月日」「学歴」「職歴」の部分については非公開とする決定を行ったものである。

また、本件文書の非公開部分を除いた部分については、情報公開条例第11条第1項の規定に基づき公開とした。

5 審査会の判断

本件において、公開請求の対象となっている文書は、「議案第3号 太宰府市固定資産評価審査委員会委員の任命につき同意を求めることについて」及び添付の「略歴書」であると特定した。本件処分においては、そのうちの、現住所、生年月日、学歴及び職歴の一部が伏せられており、以下、これらを非公開としたことの妥当性について検討する。

(1) 本件請求が対象とする処分及び公開請求に係る情報の内容について

ア まず、現住所は、その一部だけであっても公開されると、様々な不利益をもたらすおそれのある情報であるといえる。現代の情報社会においては、現住所の一部が公開されるだけでも具体的な住所が特定されるおそれがあり、本人の生活が脅されるおそれがある。現住所そのものが、委員としての適格性と直接関係するとも考え難く、本

件において現住所は、公開を要しない「個人情報」と考えられる（情報公開条例第10条第2号）。

イ また、生年月日に関係するそれぞれの情報は、日常生活の重要な場面において使用されるものでもあり、少なからぬプライバシー性を有している。また、生年月日自体が、委員としての適格性を判断するうえで不可欠な情報とも考え難く、本件においては、生年月日も、公開を要しない「個人情報」といえる（情報公開条例第10条第2号）。

ウ 他方で、本件の再任（任命）は「固定資産の評価について学識経験を有する者」（地方税法第423条第3項）としての選任ではないものの、実施機関は、学歴と職歴が委員としての適格性を判断するために必要な情報であると考えたために、本件文書を議案として作成したものと考えられる。

加えて、本件文書は、委員の選任について同意を求める旨の議案として、議会における審議に向けて提出される文書であり、公開されることを前提として作成・取得された情報であるといえる（情報公開条例第10条第2号イ）。それゆえ、本件においては、学歴及び職歴は公開すべきであったと考えられる。

（2）結論

以上のことから、本件文書のうち、現住所、生年月日、学歴及び職歴を非公開とした本件処分は、妥当ではない。本件文書のうち、現住所と生年月日を除く情報を公開すべきである。

（3）付帯意見

本件で請求対象となったような、議会等、公開を前提とされた会議等での審議に向けて提出される文書は、他にも作成されているものと思われる。そして、従来の慣例では、そうした文書に多くの個人情報が記載されている様子である。しかし、本答申でも述べたように、この種の文書は情報公開の対象となりうるものである。今後においては、こうしたことを念頭に置き、公益性の程度もふまえながら、当該職種の適格性を判断する上で必要な情報のみを記載することが望ましい。

6 審査会における審査請求の処理の経過

審査会は、本件審査要請（諮問）について、次のように審査を行った。

令和3年6月30日 第1回審査会（審議）

令和3年7月7日 第2回審査会（口頭意見陳述、審議）

令和3年7月16日 第3回審査会（審議）

令和3年7月21日 第4回審査会（審議）